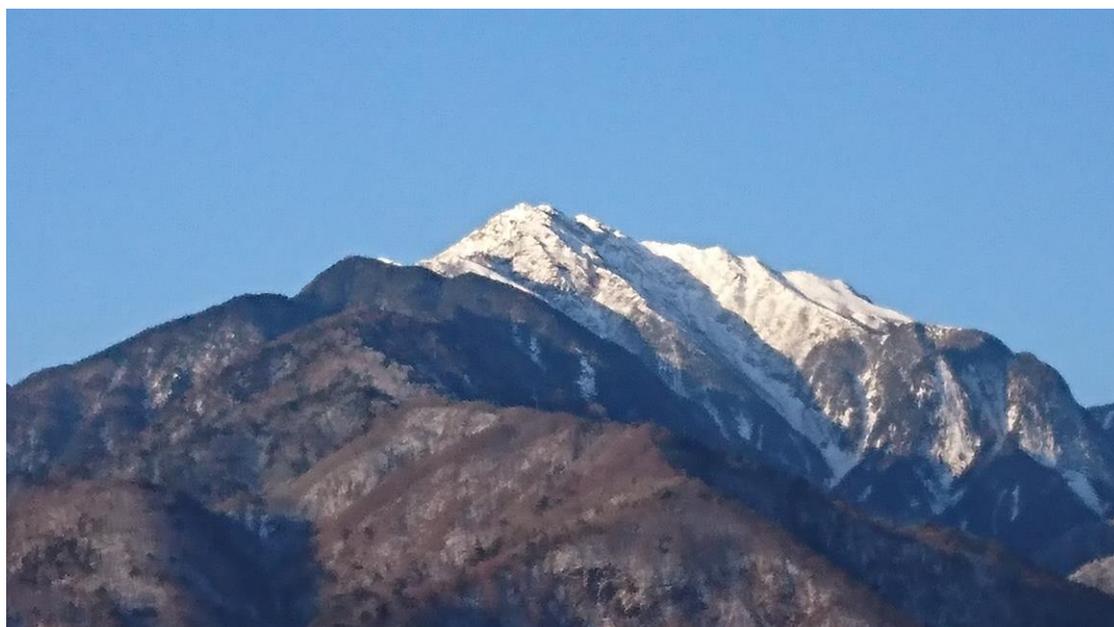


白州中学校 いじめ防止基本方針



令和5年度
北杜市立白州中学校

目 次

はじめに	1
1. いじめ防止対策委員会	2
2. 未然防止の取組	3
3. 早期発見の取組	5
4. いじめへの対処	6
5. その他の留意事項	9
6. いじめ防止指導計画	10
7. 重大事態への対処	11
8. その他	13

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの生徒にも、どの学校にも、どの地域にも、そしてどの諸団体にも起こりうることであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域、関係機関、外部諸団体が一体となって、「未然防止・早期発見・早期対応」に取り組まなければなりません。特に、いじめ防止対策における学校の役割は重要であり、生徒の活動と密接に関係した学校においてこそ、生徒の状況に応じた、より具体的な方策を講じることができると考えます。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

そこで、いじめ防止対策推進法（H25.10.11 施行）第13条「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針等を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」に基づき、「白州中学校いじめ防止基本方針（H26.3.31 策定）」を策定することとしました。

本校では、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組み、いじめ防止と早期発見に努めるとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていきます。

また、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成に日々取り組んでいきます。

<いじめの定義>（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

○具体的ないじめの態様（例）

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる・仲間はずれ、集団による無視をされる・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

＜いじめに関する基本的認識＞

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組む。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な態様がある。**けんかやふざけ合いでも、被害が発生している場合がある。**
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育の在り方と大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、社会、など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

1. いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策推進法第22条「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」に基づき、「白州中学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行っていきます。

(1) 「白州中学校いじめ防止対策委員会」構成員

＜全体委員会構成員＞

校長 教頭 学校運営協議会委員の中のいじめ防止対策委員 PTA正副会長
生徒指導主事

(主任児童委員・スクールソーシャルワーカー等、必要に応じて)

＜定例委員会構成員＞

校長 教頭 生徒指導主事 学年主任 養護教諭

(スクールカウンセラー・主任・部活動顧問等必要に応じて)

※ 事案により柔軟に編成し、必要に応じて適切な専門家を加える。

※ 日常的に対応し、緊急時には即時委員会を開く。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

○いじめの相談・通報の窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめの疑いに係る情報があった時には即時会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

※ 定例委員会は、週1回開催する。全体委員会は、年3回実施する。

※ いじめ防止対策委員会での内容や事案の対応については、職員会議等において報告し周知徹底させる。

2. 未然防止の取り組み

「いじめが起こらない学級・学校づくり」をはじめとする未然防止について、全ての教職員が一丸となって、日常的に取り組んでいきます。

未然防止の基本は、生徒が、友人や教職員と信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることだと考えます。そのために、自他を敬愛する「しなやかな心」を育み、規範意識を高め、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進め、好ましい人間関係形成能力を培っていきます。

すべての生徒が活躍できる場面を作り出し、「授業づくり」「集団づくり」「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進めることで、集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を築いていきます。

(1) いじめについての共通理解

- 「定例職員会議」の生徒指導の項目において、様態、特質、原因、背景、具体的な留意点等について周知を図り、共通理解を図る。
- 長期休業中（夏季・冬季）の「危機管理研修会」において、いじめに対する研修を実施し、共通理解と実践力を身に付ける。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という土壌を学校全体に醸成するため、学校集会・学級活動で日常的に触れ、生徒に示す。
- 早期発見のため定期的なアンケート調査、個別教育相談などを実施し素早く対応する。
- 生徒指導上の問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求め、組織で取り組む姿勢をもつ。
- いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域・関係機関・外部諸団体の連携が大切であることを学校便り、ホームページ、地域会議、諸団体会議等で伝えて、理解と協力をお願いする。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度（社会性・共感的理解）を養うため、道徳教育、人権教育、読書活動、体験活動の充実を図る。
- 心の通じ合うコミュニケーション能力を育てるため、「建設的に調整し解決していける力」「言動の影響を判断し行動できる力」を身に付けさせる。「ソーシャルスキルトレーニング」「ロールプレイング」「ピアサポート」等を行う。
- 生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級活動を実践する。学級のルールづくりを通して、規範意識を醸成する。
- 敬愛の心や生徒一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間を通して育む。
- 生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。
- 生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるように実践的な取り組みを行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。
- 発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒、性同一障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- 授業についていけない焦りや劣等感がストレスとなり、いじめの背景とならないように、一人ひとりを大切にしたわかる授業づくり（自己実現が図れる授業・生徒が生きる授業）を日々行い、学習に対する達成感・成就感を育てる。「双方向型の授業」「協働型の授業」等。
- 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりを行う。
- ストレスを他人にぶつけないように、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりする等のストレスに適切に対処できる力を育む。
- 教職員の不適切な言動や行動（体罰）が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように、指導のあり方に細心の注意を払う。また、障がいについても、適切に理解した上で生徒指導にあたる。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

- 教育活動全体において、自己有用感（認められている）、自己肯定感（満たされている）がもてるように、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取る機会を提供する。
- 家庭や地域からも認められる機会（自己有用感を高める機会）、困難を乗り越える体験（自己肯定感を高める機会）を設ける。
- 自己の成長を感じ取り、自らを高める機会として、「小中連携による教育活動」「近隣中学校との連携による教育活動」に取り組む。
- 「見て見ないふりをする」ことは、いじめと同等であることや、いじめを見たら教職員や友達に知らせたり、やめさせたりする勇気ある行動の、大切さや重要性を理解させるように努める。
- 生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒や保護者との信頼関係を構築する。

(5) 生徒自らいじめについて学び、取り組む

- 生徒自らがいじめの問題について学び、生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を推進する。「生徒会によるいじめ撲滅の宣言」「いじめ相談箱の設置」等
 - ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることを学ばせる。
 - ・ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで رفتりすることは、深刻な精神的危害になることを学ばせる。
 - ・全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動にする。教職員は陰で支える役割に徹する。

3. 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員が生徒を見守り、生徒との信頼関係を構築することに努めていきます。

いじめは教職員や大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいをして行われたり、被害者からの訴えがなかったりと、気付きにくく判断しにくい形で行われます。教職員も大人も周りの生徒も見逃しやすく、潜在化しやすいと考えます。たとえば、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していきます。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させていきます。また、アンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有していきます。

(1) 早期発見の手立て

- 生徒の生活や人間関係の状況を把握できるように、「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を学期に1回実施する。その結果に基づき、個別面談を行う。
- スクールカウンセラーによる「教育相談」を全生徒に実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 全教職員がカウンセリングマインドをもって相談にのり、どこでも誰にでも気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。校長室、教室、特別支援教室、保健室、図書館、相談室、部活動場所、こまさと教室、ランチルーム等、それぞれの場所のそれぞれの担当教職員に、相談できる体制づくりに努める。
- 保護者が日頃から、いじめの防止等について理解を深めるとともに、生徒が悩みを相談できる雰囲気づくりに努めてもらい、保護者がいつでも相談できるような「電話相談窓口」を周知し、気軽に相談できる体制作りと、守秘義務を徹底する。
- 「生活ノート」のやりとりを通じて、日常的に、交友関係や悩みを把握し、生徒の様子に目を配る。
- 「個人面談」「家庭訪問」を実施し、悩みを過小評価せず、真摯に対応していく。
- 休み時間、授業中、放課後の時間、保健室の様子、図書館の過ごし方等から、気になることについて、いじめ防止対策委員会に報告する。
- 外部諸団体や地域の方から情報が得られるように、諸会議等に参加し、情報収集や学校への通報を依頼する。

4. いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行っていきます。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携し、対応に当たっていきます。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」と直ちに情報を共有する。
- 委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 事実確認の結果は、校長が市に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。
- 被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- 加害者に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているかに気付かせる指導を行う。
- いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- 学校や市が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく北杜警察署と相談して対処する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに北杜警察署に通報し、適切に援助を求める。
(P72)

(2) いじめられた生徒及びその保護者への支援

- いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。
- 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
- 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- 家庭訪問により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。
- 複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行い、いじめられた生徒の安全を確保する。

- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり，状況に応じて出席停止制度を活用したりして，いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- 状況に応じて，心理や福祉等の専門家，教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも，継続して十分な注意を払い，折りに触れ必要な支援を行う。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（3）いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
- いじめが確認された場合，複数の教職員が連携し，必要に応じて心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て，組織的に，いじめをやめさせ，その再発を防止する。
- 事実関係を聴取したら，迅速に保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた生徒への指導は，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた生徒が抱える問題，いじめの背景に目を向け，当該生徒の安心・安全，健全な人格の発達に配慮する。
- 生徒の個人情報等の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- いじめの状況に応じて，心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下，特別の指導計画による指導のほか，さらに出席停止や警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をする。
- 教育上必要があると認めるときは，学校教育法第 11 条の規定に基づき，適切に，生徒に対して懲戒を加える。懲戒を加える際には，主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく，教育的配慮に十分に留意し，いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し，健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

（4）いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた生徒に対しても，自分の問題として捉えさせる。たとえ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた生徒に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度をいき渡らせるようにする。
- いじめの解決は，加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わらせない。
- 被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係を修復し，当事者や周りの者全員を含む集団が，好ましい集団活動を取り戻し，新たな活動に踏み出すことをもって解決とする。
- 全ての生徒が，集団の一員として，互いを尊重し，認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) インターネットや携帯を利用したいじめ(以下「インターネット上のいじめ」という)への対応

インターネット上のいじめは、匿名性が高く、1つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、法務局又は地方法務局の協力を求めプロバイダに対して速やかに削除を求める。 (P72 参照)
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに北杜警察署に通報し、適切に援助を求める。 (P72)
- 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関を周知する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいので、学校における情報モラル教育を年間指導計画に位置付け指導の充実を図り、保護者にも理解を求める。

(6) いじめが解消している状態

- いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - ・ いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安とする）。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
 - ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至ってない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至る被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- 上記の状態はあくまで1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5. その他の留意事項

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制で取り組んでいきます。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「白州中学校いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、全ての教職員で共通理解を図り、組織的に対応してきます。

(1) 組織的な指導体制

- いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の折りには、適切に引き継ぎや情報提供を行う。
- 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、より実効的ないじめの問題の解決にあたる。
- 「白州中学校いじめ基本方針」に基づく取組の実施や「白州中学校いじめ防止指導計画」の作成や実施にあたっては、「白州中学校いじめ防止対策委員会」「白州中学校生徒会」と協力して行う。

(2) 校内研修の充実

- 全ての教職員の共通認識を図るため、長期休業中に、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- 教職員間の共通認識が形骸化しないように、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

(3) 校務の効率化

- 教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるように、組織的体制を整え校務の効率化を図る。
- 県や市による部活動休養日の設定など、教職員の業務の見直しから、相談時間を一層確保するなど、教育相談体制を充実させる。

(4) 学校評価

- 学校評価では、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が的確であったか状況の評価する。
- 教員評価では、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関する目標設定や目標への対応状況の評価する。
- 学校自己評価では、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、PDCAサイクルを生かして次年度の取組を改善していく。

(5) 地域や家庭との連携について

- 「白州中学校いじめ防止基本方針」について地域や保護者の理解を得る。
- 地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- 家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- 「白州中学校いじめ防止対策委員会」では、学校、PTA、地域がいじめの問題について協議する機会とする。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

6. いじめ防止指導計画

いじめ未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組んでいきます。年度当初に年間を見通した「白州中学校いじめ防止指導計画」を作成します。その計画を確認し合うとともに、組織体制を整えます。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	週1回定例委員会・緊急時には即時委員会・月1回職員会議					
会 義	・保護者啓発 (PTA総会) ・学年PTA	・第1回いじめ 防止対策委 員会	・教職員研修	・第1学校保 健委員会		
防 止 対 策	いじめ撲滅宣言・学級づくり・人間関係づくり					
		・マナーアッ プの向上 (生徒総会)	・保護者連携 (P役員会)	・三者懇談		・保護者連携 (P役員会)
早 期 発 見	相談箱設置(生徒会)・相談窓口の周知(SC保健室担任 主任)・くらしのノート					
		・家庭訪問 ・楽しい学校 生活を送るア ンケート ・SC全員面談	・第1回ハイ パーQU調 査 ・SC全員面談 ・個人面談	・学校評価保 護者アン ケート ・三者懇談 ・楽しい学校 生活を送る アンケート	・夏休みの学 習会, 学年 の取り組み ・部活動での 声かけ	

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	週1回定例委員会・緊急時には即時委員会・月1回職員会議					
会 義	・第2回いじ め防止対 策委員会 ・学年PTA ・教職員研修 ・道徳公開			・第2学校保 健委員会	・第3回いじ め防止対 策委員会 ・学年PTA	
防 止 対 策	いじめ撲滅宣言・学級づくり・人間関係づくり					
			・マナーアッ プの向上 ・三者懇談		・保護者連携 (P役員会)	
早 期 発 見	相談箱設置(生徒会)・相談窓口の周知(SC保健室担任 主任)・くらしのノート					
	・楽しい学校 生活を送る アンケート	・個人面談 ・第2回ハイ パーQU調 査	・学校評価保 護者アンケ ート ・三者懇談 ・楽しい学校 生活を送る アンケート		・個人面談・ 楽しい学校 生活を送る アンケート	・個人面談

7. 重大事態への対処

重大事態の発生とは、いじめ防止対策推進法第28条より、「生命、心身又は財産に重大な被害」「相当の期間学校を欠席する（年間30日）」の2点に着目して判断します。また、「保護者から重大事態が生じたとの申立てがあったとき」も含めて考えます。

- 生命、心身又は財産に重大な被害
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席する
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して学校を欠席している場合も含める
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
 - ・生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

などのケースについて、重大事態が発生したものとして、速やかに北杜市教育委員会に報告し、指示に従って、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応します。

(1) 学校または北杜市教育委員会を主体とした、重大事態の調査組織を設置

- 重大事態が発生した場合には、直ちに北杜市教育委員会に報告し、調査を行う主体や、どのような調査組織とするか指示を仰ぐ。
- 学校が主体となる場合は、北杜市教育委員会より必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援をしてもらう。
- 学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに北杜市教育委員会の指導と支援のもと組織を設ける。
- 組織は、「白州中学校いじめ防止対策委員会」に、専門的知識及び経験を有する者（弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等）で、第三者的立場（当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者）であり、職能団体や大学、学会から推薦された専門家を、加えて構成する。
- 当該調査の公平性・中立性を確保する。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- 因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的としない。
- たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向き合い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

<いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合>

- いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- これらの調査を行うに当たっては、北杜市教育委員会より積極的に指導・支援をうけたり、関係機関ともより適切に連携したりして対応に当たる。

<いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合>

- 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議する。
- 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

<自殺の背景調査における留意事項>

- 生徒の自殺という事態が起こった場合、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- 調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。
 - ・背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
 - ・詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
 - ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
 - ・客観的な事実関係の調査を迅速に進め、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助をうける。
 - ・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ・情報の提供については、市教育委員会より、必要な指導及び支援をうける。
 - ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。
 - ・初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。
 - ・亡くなった生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があるので、報道に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- いじめを受けた生徒やその保護者に対して，事実関係等その他の必要な情報を提供する。
 - 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ，誰から行われ，どのような態様であったか，学校がどのように対応したか）について，いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
 - 情報の提供に当たっては，適時・適切な方法で，経過報告をする。
 - 情報の提供に当たっては，他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。（いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない）
 - 質問紙調査の実施により得られた情報は，いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを，調査に先立ち，その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
 - 北杜市教育委員会より，情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援をうける。
- (4) 調査結果を北杜市教育委員会に報告
- 調査結果については，北杜市教育委員会に報告する。
 - いじめを受けた生徒又はその保護者が所見をまとめた文書の提出を希望する場合は，調査結果の報告に添えて北杜市教育委員会に送付する。
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置
- 指導主事や教育センターの専門家の派遣を要請し，重点的な支援をうける。
 - 生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化を要請する。
 - 心理や福祉の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置を要請する。

8. その他

学校は，学校の基本方針の策定から3年を目途として，国の動向等を勘案して，基本方針の見直しを検討する。また，学校は市の支援により，学校いじめ防止基本方針の策定及び見直しをし，公表する。

【法務局又は地方法務局の協力】

①学校や個人が、プロバイダなどに対し「侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書」を送付する、又は、サイトの問い合わせアドレス等にメールで人権侵害箇所の削除を依頼する。

(注) 送付先等が分からない場合などは、最寄りの法務局に相談。

②削除を求めることが困難な場合や、プロバイダなどが応じない場合は、最寄りの法務局に相談することにより、法務局がプロバイダなどへの削除の要請を行ってくれる。法務局からの削除要請は、インターネット上の情報について法務局が調査を行い、名誉毀損やプライバシー侵害などの人権侵害に該当すると認められる場合に行う。

人権についての相談はなんでも

みんなの人権110番 **0570-003-110**

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

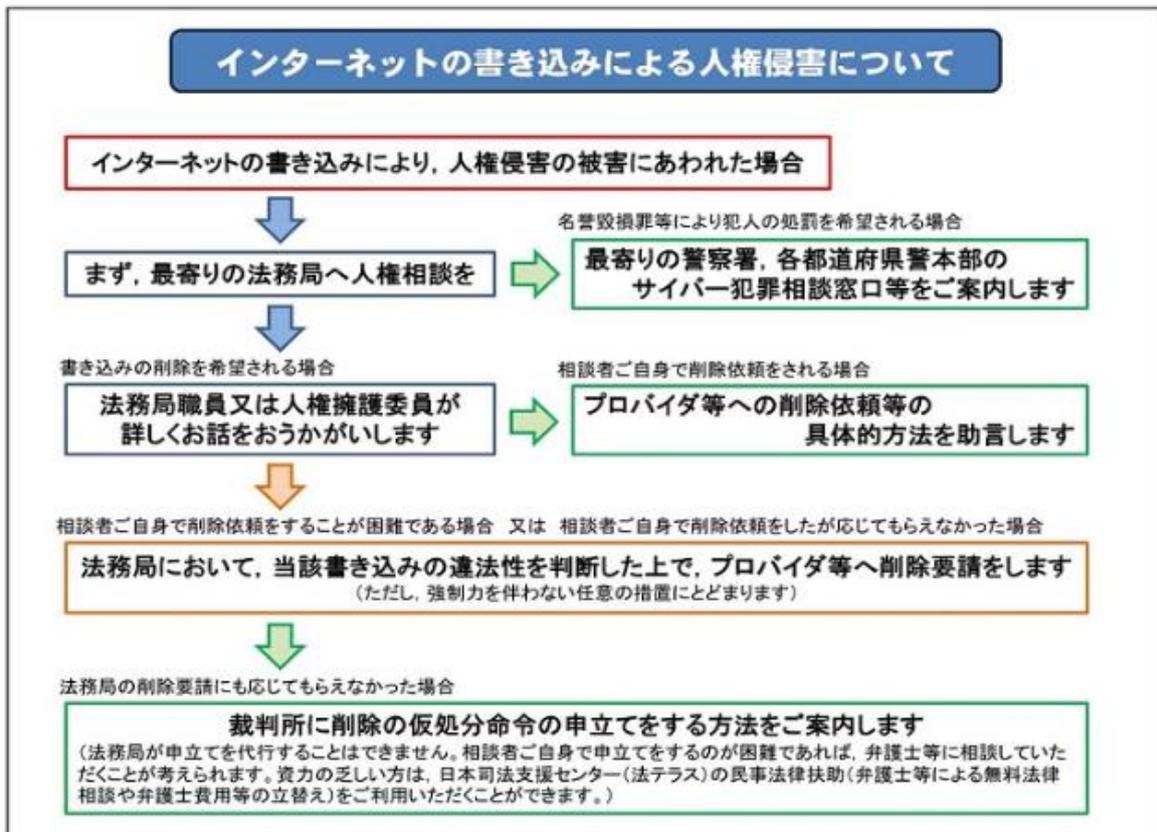
学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの人権110番 **0120-007-110**

子どもの人権についての専用相談電話です。いじめや体罰などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。

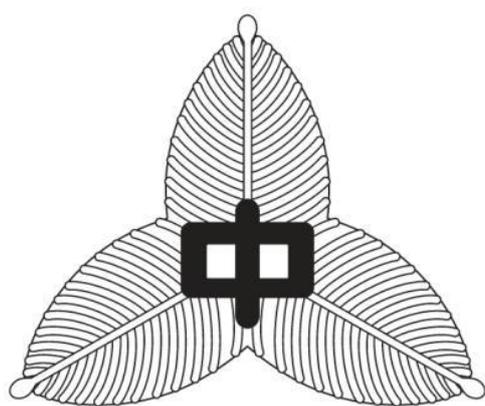
- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通・通話料無料)

対応の流れ



【北杜警察署】

電話：0551-32-0110



北杜市立白州中学校

